

広島県告示第九百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成三十一年一月十日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一九一号	山県郡安芸太田町大字坪野字附地平一〇〇〇五番地 先から 山県郡安芸太田町大字坪野字附地平一〇〇一二番一 地先まで	平成三〇年十二月二十七日